

各位

三川町の入札制度における低価格調査基準価格の見直しについて  
(お知らせ)

日ごろより、町政の発展にご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町では、公共工事等の品質の低下や下請けへのしわ寄せなど建設業の健全な発展を阻害する恐れのある過度の価格競争に対する歯止めをかけるための対策として、低入札価格調査制度（失格基準価格の設定を含む）を導入し、適宜、見直しも図りながら実施してまいりました。

今般、当該制度に関する総務省及び国土交通省からの要請、山形県の見直し等を踏まえ、本町における土木工事及び建築工事に関する低入札価格調査基準価格（三川町建設工事低入札価格調査要領第2条）に係る4経費区分のうち、「直接工事費」に乗じる率を現行の「10分の9.5」から「10分の9.7」に引き上げることといたしました。

関係各位におかれましては、当該見直しにご理解を賜りますとともに、今後とも、本町の入札における手続き等の透明性の確保並びに公正な競争の推進にご協力賜りますようお願いいたします。

なお、当該見直しの適用は平成29年9月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用することとしておりますのでご承知おき願います。

三川町建設工事低入札価格調査要領（平成23年訓令第14号）新旧対照表

現行	改正後（平成29年9月1日以降）
（低入札価格調査基準価格）	（低入札価格調査基準価格）
第2条（略）	第2条（略）
2 前項の規定にかかわらず、工事等のうち土木工事及び建築工事の基準価格は、予定価格算出の基礎となった各経費に、次の各号に掲げる経費の区分ごとの率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札比較価格に10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額とする。	2 前項の規定にかかわらず、工事等のうち土木工事及び建築工事の基準価格は、予定価格算出の基礎となった各経費に、次の各号に掲げる経費の区分ごとの率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札比較価格に10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額とする。
（1）直接工事費の額 10分の9.5	（1）直接工事費の額 10分の9.7
（2）共通仮設費相当額 10分の9	（2）共通仮設費相当額 10分の9
（3）現場管理費相当額 10分の9	（3）現場管理費相当額 10分の9
（4）一般管理費の額 10分の5.5	（4）一般管理費の額 10分の5.5
3（略）	3（略）

○問合せ先

三川町総務課財政係

電話：0235-35-7011 FAX0235-66-3138

E-mail：[zaisei@town.mikawa.yamagata.jp](mailto:zaisei@town.mikawa.yamagata.jp)